

企画競争説明書

業務名称：ミャンマー国持続可能な自然資源管理能力向上支援
プロジェクトフェーズ2（インレー湖流域管理コン
ポーネント）

案件番号：19a01200

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2020年3月4日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年3月4日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ミャンマー国持続可能な自然資源管理能力向上支援プロジェクトフェーズ2（インレー湖流域管理コンポーネント）

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

() 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間（予定）：2020年5月 ～ 2023年7月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」も参照してください。

第Ⅰ／Ⅱ期：2020年5月 ～ 2021年9月

第Ⅱ／Ⅱ期：2021年9月 ～ 2023年7月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

【契約第一課、河原 太郎 Kawahara.Taro@jica.go.jp】

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(特定の排除者はありません。)

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とし、

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2020年3月11日 12時
- (2) 提出先・場所：上記4. 窓口
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。
注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2020年3月16日までに当機構ホームページ上に行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2020年3月27日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参
注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。
注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。
- (3) 提出先・場所：上記4. 窓口
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部
見積書 正1部 写 1部
- (5) プロポーザルの無効
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
 - 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
 - 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
 - 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
 - 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
 - 5) 虚偽の内容が記載されているとき
 - 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書
本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
 - 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
 - 2) 以下の費目については、別見積としてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
 - ・ 土壌侵食対策工事、環境経済評価等、提案により現地または国内の再委託で実施する業務の費用
 - ・ 機材調達（業務の遂行上必要な機材がある場合）
 - ・ 土壌浸食対策（以下の第3 6.（3）に記載のもの）
 - ・ 治山につながる森林保全（コミュニティ・フォレストリー）のモデル構築に必要な経費（下記の第3 6.（4）に記載のもの）
 - ・ ワークショップ（下記の第3 6.（6）に記載のもの）

- ・現地広報（下記の第3 6.（7）2）に記載のもの）
 - ・プロジェクトオフィスのレンタル費用（下記の第4 3. に記載のもの）
- 3）以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
- a）本邦研修（2020, 2022年の2回分の合計）計4,500千円（2,250千円×2回）
 - b）現地セミナー（下記の第3 6.（7）1）に記載のもの）：計1,500千円（750千円×2回）
- 4）外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
- a）現地通貨 MMK1= 0.077420円
 - b）US\$1 =110.035000円
 - c）EUR1 =120.104000円
- 5）その他留意事項
特になし。

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html）

（1）評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1）評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a）業務主任者/統合流域管理
 - b）土壌浸食対策・治山

- 2）評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 18.5 M/M

（2）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1）若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2）価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\text{（当該者の見積価格－最低見積価格）} \div \text{最低見積価格} \times 100 \text{（\%）}$$

最低見積価格との差（%）に応じた価格点

最低価格との差（%）	価格点
------------	-----

3%未満	2. 25点
3%以上 5%未満	2. 00点
5%以上 10%未満	1. 75点
10%以上 15%未満	1. 50点
15%以上 20%未満	1. 25点
20%以上 30%未満	1. 00点
30%以上 40%未満	0. 75点
40%以上 50%未満	0. 50点
50%以上 100%未満	0. 25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2020年4月17日（金）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知書の日付から10営業日以内に調達部契約第一課 (prtm1@jica.go.jp) 宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、10営業日を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用する

こととし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後 10 営業日以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務: 流域管理、森林管理、治山、砂防、統合流域管理、土壌浸食対策、コミュニティフォレストリー

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者/統合流域管理

➤ 土壌浸食対策・治山

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／統合流域管理）】

a) 類似業務経験の分野：流域管理、森林管理

b) 対象国又は同類似地域：ミャンマー／全途上国

c) 語学能力：英語

d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 土壌浸食対策・治山】

a) 類似業務経験の分野：治山、砂防

b) 対象国又は同類似地域：ミャンマー／全途上国

c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業

主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。) 技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社(共同企業体の場合は代表者)の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社(共同企業体の場合は、代表者又は構成員)の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体(個人の場合は本人の同意書)から同意書(様式はありません。)を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印(個人の場合は個人の印)を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/統合流域管理</u>	(27)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/統合流域管理</u>	()	(11)
ア) 類似業務の経験		4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1
ウ) 語学力		2
エ) 業務主任者等としての経験		2
オ) その他学位、資格等		2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(7)	(12)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ) 業務管理体制	-	5
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>土壌浸食対策・治山</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：<u>△△△△△</u>	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期： 4月1日（水） 14：00～16：00
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施場所：当機構本部（麹町） 208 会議室
3. 実施方法：
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
 - （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
 - a) 電話会議
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
 - b) Skype等のインターネット環境を使用する会議
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所の JICA-Net の使用は認めません。

以上

第3 特記仕様書（案）

1. プロジェクトの背景

(1) プロジェクト全体の背景

ミャンマー連邦共和国は、2015年時点で国土面積の43%（約3300万ha、日本の国土面積の約1.15倍）の森林被覆率を誇るアジアでも有数の森林生態系を保有していた。この存在が同国の豊かな生物多様性を育み、人々はそこに横たわる多種多様な自然資源に身を委ね、衣食住を営んできた。しかしながら、1990年～2015年まで25年間で約890万haの森林面積の減少が確認されており、アジア近隣諸国の森林減少率と比較して高い状況にある。その原因は、鉱山開発、軍事施設の配備・建設、農地等への土地利用転換、内戦、さらに違法な薪炭材採取や焼畑等の様々な人為的な攪乱によるもので、現在でも森林の減少に歯止めが掛からない状況にある。2014年には丸太輸出禁止令が発効されたものの、同国内における違法伐採の取締りの脆弱性とともなう治安上の問題などが絡み合い、有効な対策が講じられていない状況にある。

2016年に発足した新政権は、地方における農村開発を重点分野としており、この中で地方の森林を含む生態系に内在する自然資源の持続的利用の強化にも取り組んでいる。同年には【森林伐採禁止令】の発効および【コミュニティ・フォレスト令の改訂】等が順次行われ、先の取り組みを後押ししている。しかしながら、森林の減少をはじめとする自然環境の悪化は、依然として深刻な問題となっており、同国の自然資源の保管理体制の更なる強化とそれに携わる実務的な人材の育成が極めて重要な課題となっている。

特に、シャン州タウンジー郡に位置するインレー湖とその周辺流域は、内水面の広がる豊かな自然環境、そして湖上で生活する少数民族が浮き畑農法をはじめとする農林水産業を行い、独特の文化を確立してきたことで知られ、年間約14万人の観光客が訪れる国内でも有数の観光地となっている。しかしながら、周辺地域における土地利用転換や伐採による森林減少に伴い、土壌の浸食が進み湖水域への土砂流入が進行している。さらに生活雑排水や農薬などの湖への流入による水質汚染・汚濁も進行している。この結果、内水面を中心に環境が劣化し、流域住民の生活環境の悪化が懸念されている。今後、更なる地域経済の開発や人口の増加が確実視される中、各種開発と調和のとれた自然環境の保全・回復と持続的な利用に係る集水域における対策を講じることが急務である。

一方、持続可能な自然資源の利用とその管理の基盤となる生物多様性保全に関しては、生息/生育する種の把握および収蔵標本類の保管・管理体制が十分に整っているとは言えず、その状況はアジア周辺諸国よりも数十年の遅れを取っていると言われている。当該分野では、天然資源環境保全省・森林局の傘下にある森林研究所をカウンターパートとした(財)高知県牧野記念財団によるJICAの草の根技術協力および(独)国立科学博物館等による、収蔵標本類の保管・管理の改善に向けた協力がこれまで実施されてきた。しかしながら、中長期的な戦略に基づいた生物多様性保全に関する科学的な情報の収集と蓄積、そしてデータベース管理は未だに限定的で統合・一元化されておらず、同情報の基盤整備の一環として、植物・生物多様性標本館(仮称)の施設整備および関連分野の実務的な推進に貢献する人材の育成が不可欠な課題となっている。

このような課題全てに対応するためには一つのプロジェクトで対応することは難しいが、JICAでは、①森林生態系保全能力の向上(成果1)、②インレー湖統合的流域管理(成果2)、③生物多様性保全に資するための科学情報基盤整備(成果3)を3本柱とする【持続的な自然資源管理能力向上支援プロジェクト】を実施することとなった。

(2) 本業務の位置づけ

本業務では先に紹介した3つのコンポーネントのうち、特に【②インレー湖統合的流域管理(成果2)】に係る成果の達成を目的とするものである。

地殻変動によって形成されたインレー湖(面積:約45km²、水深:約3m、標高:約900m)では、近年、観光業をはじめとする急速な地域経済活動の増加に起因する人為的な影響により集水域の自然環境の劣化が進んでいる。湖面の広さに比較すると、集水域はそれほど広大とは言えない。しかしながら、山地にて活発に営まれる農業生産活動の結果、高原や山岳地では森林減少が進行する

とともに、深刻な土壌浸食が随所で発生し、これが河川環境およびその下流に位置するインレー湖の水環境に直接的な悪影響を与えている。最近では湖周辺への土砂の堆積と乾季における河川水流入量の減少により、同湖の水深が浅くなる現象が見られ、船の航行できない水域も随所で確認されている。そのため、観光業をはじめとする地域関係者の多くは、河川からの絶え間ない土砂の流入がこのまま続けば、近い将来、インレー湖は埋まってしまい、これまでと同様の水環境利用をすることができなくなるのではないかと強い危機感を抱いている。

このため、JICAではインレー湖の水環境の保全に対して、統合的流域管理の課題の中から、特に集水域における土地利用・森林保全・治山対策に焦点を当てて取り組むこととした。具体的には、集水域の資源利用関係者間の合意形成を図りつつ、連携協力体制を構築し、集水域の上流域では、農地などを対象に土壌流失防止につながる治山技術や、コミュニティ・フォレストなどの森林管理につながる土地保全手法を導入し、かかる課題の解決の支援を行うこととした。

JICAでは【②インレー湖統合的流域管理(成果2)】の支援の実施に先立ち、具体的な支援計画を立てるために、2019年3月～2020年3月に、第1フェーズ(準備期間)として、インレー湖流域における、土砂流出量等の科学的な情報・データおよび社会経済的調査を行うことにより、プロジェクトにおける成果2の達成に必要な詳細情報の収集調査を行った。今般、この調査結果が得られたことから、調査結果を元に第2フェーズ(実施期間)としてインレー湖の流域管理支援活動を開始するものである。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

和名: 持続可能な自然資源管理能力向上支援プロジェクト

英名: The Project for Capacity Building for Sustainable Natural Resource Management

(2) 上位目標

複合的な便益をもたらす持続可能な自然資源管理が促進される。

(3) プロジェクト目標

ミャンマー連邦共和国の持続的な自然資源管理能力が強化される。

(4) 期待される成果(アウトプット)

成果1. 森林管理能力が向上する。

成果2. インレー湖における統合的流域管理が強化される。

成果3. 生物多様性保全のための科学的基盤が整備される。

(5) 活動の概要

貸与資料のモニタリングシートに添付されるPDMを参照のこと。

(6) 活動対象地域

ネピドー(首都)およびシャン州タウンジー郡

(必要に応じて森林モニタリング重点地域を選定する予定)

(7) 相手国関係者

① C/P機関

天然資源環境保全省森林局

② 関連機関

農業畜産灌漑省、シャン州地方政府、インレー湖流域委員会等

③ 受益者

上記C/Pおよび関連機関などの関連職員およびタウンジー郡支援対象コミュニティ

3. 業務の目的

本業務は、2017年12月29日に天然資源環境保全省森林局と合意、署名、交換された討議議事録(R/D)に基づき、「6. 業務の内容」に記載している活動の実施を通して、期待される成果(特に成果2)やプロジェクト目標の達成に貢献することを業務の目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針および留意事項」を踏まえた上で、「6. 業務の内容」に記載する業務を実施し、「7. 報告書等」に示す報告書等を作成する。

なお、成果1、3の達成、およびプロジェクト全体のマネジメントはJICAが派遣する長期専門家が担当している。このため、本業務受注者は長期専門家との協力のもと、成果2の達成に向けた活動を行うことが求められている。

成果2の活動の内、本業務従事者は、次に記載するPlan of Operation上の活動を通じてインレー湖統合的流域管理の実践とC/Pの能力向上を支援することが求められている。なお、プロジェクト開始以降、現地の状況変化等、当初の計画と異なる活動も確認されている。このような状況に鑑みて現在のPlan of Operationを今後見直すことを計画している。従って、業務内容の提案にあたっては、Plan of Operationの変更を含めた提案も可能とする。

尚、2019年3月～2020年3月に実施した第1フェーズ(準備期間)では、インレー湖統合的流域管理の支援内容を計画するにあたり必要な情報を収集し、具体的な支援活動開始に向けた準備を行った。この調査を通じて整理された報告書(貸与資料)には、インレー湖統合的流域管理の全体的な計画が記載されている。本業務では、この全体計画を参照の上、プロジェクトの期間内で実現できる活動および技術移転の内容を勘案することが肝要である。併せて、成果2に関わる効率的な成果の達成と持続可能性の担保にも十分留意して、対象地の選定や具体的な活動計画を立案・実施することが求められる。

<本業務で対応すべきPlan of Operation(PO)上の該当活動>

2.1 政府組織、インレー湖委員会、そしてその他の関連ステークホルダー間の協同のための組織的・財政的な調整を支援する。

2.1.2 UNDPプロジェクトと協力し、担当省庁の活動に沿った能力開発を実施する。

2.1.3 生態系サービスに係る経済的評価を実施する。

2.1.4 統合的流域管理のプラットフォームのための財政的枠組みを提案する。

2.3 インレー湖の土壌堆積に係る客観的事実に基づく理解の促進

2.3.2 主要な4河川(Namlet川、Negya川、Kalaw川、Upper Balu川)の河川形態の変化による各河川からの土砂流出の影響をレビューする。

2.3.3 インレー湖の水深変化の歴史をレビューする。

2.3.4 浚渫された沈殿物の廃棄状況を確認する。

2.4 土砂堆積の主要原因に対する対応策を試行的に実施する。

2.4.1 土砂の生産ゾーンごとに対策を行い評価する【i)斜面農業と代替作物の導入、ii)土地火災とコミュニティ・フォレストを通じた管理の導入、iii)道路建設と入念な道路デザイン及び排水ネットワークを通じた表層流の導入】

2.4.2 土砂の移動経路において対策を行い評価する【i)ガリーと護岸保全砂防ダムの導入、ii)河床と浸食面砂防ダムの導入】

2.4.3 堆積ゾーン(堆積土砂と植林による土留め効果)を評価する。

2.4.4 小流域における対策のインパクトを評価する。

2.5 流域における森林管理を強化する。

2.5.1 コミュニティ・フォレスト・ネットワーク・ワーキンググループの枠組みの下、郡レベルでのコミュニティ・フォレスト政策の立案を支援する。

2.5.2 森林局員の能力開発を支援する。

2.5.3 コミュニティ・フォレスト活動の実施を支援する。

2.5.4 森林再生の実施を支援する。

2.6 活動によって見出された知見を関連政策や計画プロセスに反映する。

2.6.1 インレー湖保全計画に主要な調査結果や提言を取りまとめる。

2.6.2 インレー湖委員会と共に関係者向けのワークショップを開催し、提言事項の有効性を認証する。

2.6.3 最終提言を関連機関に提出する。

2.7 地方自治体、NGO、地域コミュニティなどのステークホルダーと共に知見を共有するワークショップなどの広報および情報共有に係る活動を実施する。

5. 実施方針および留意事項

【プロジェクト全般に関する留意事項】

(1) プロジェクトの柔軟性の確保

技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの計画や活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者は、PDMおよびPlan of Operation（以下PO）に基づき、C/Pとともにプロジェクト全体の進捗、成果の発現状況、課題を把握し、対応策を検討のうえ、適宜JICAに報告を行う。JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更申請等）を行う。

(2) 長期専門家および短期専門家との情報共有・進捗確認

受注者は、JICAの指示に基づき業務を行う。ただし、プロジェクトの長期専門家および今後派遣される短期専門家とも活動の進捗や本業務で収集された情報を共有し、プロジェクト目標の達成に貢献するため、成果2の実施に必要な詳細情報を確認する。

なお、プロジェクトの長期専門家の業務分掌は次の通り。短期専門家については、現時点では派遣されておらず、今後プロジェクトの進捗に合わせて業務分掌を定める予定である。

（長期専門家）

① 総括/森林管理:プロジェクト全般の総括する共に、成果1に関する活動を担当

② 生物多様性保全/業務調整:プロジェクト全般の業務調整、並びに成果3に関する活動を担当

本契約業務に従事するコンサルタントは、主に成果2を担当し、長期専門家が全体計画・評価・成果の普及・定着、知見の共有を担当する。本契約業務で行う活動と長期専門家が担う活動は相互に関連していることから、長期専門家とも密接に情報共有を行い、円滑なコミュニケーションを図りながら業務に従事すること。

一義的には、JICAが本契約業務の契約管理を行う。一方で、長期専門家がミャンマー側カウンターパートとともにプロジェクト運営（活動全般の企画・監理・調整）を担う。したがって、プロジェクト運営の方向性については、長期専門家とも共通認識を持つよう努め業務に従事すること。また、本業務契約コンサルタント、長期専門家、JICAで密なコミュニケーションを持つことが、本業務契約実施上のポイントとなる。

(3) ミャンマー側の予算措置

受注者は、ミャンマー側の本プロジェクトの成果2に関する活動に必要な予算確保状況について情報を収集し、本業務に関連するミャンマー側のC/P予算の確保や、本業務で支援した事業の予算面での持続可能性の確保にむけてC/Pに対し提言する。この際、成果1の活動「1.3 持続的自然資源管理に向けた外部資金獲得の働きかけを支援する。」とも連携し、相互に情報共有を行うよう留意すること。

(4) ODA建設工事安全管理ガイドスの適用

本業務においては、土壌浸食対策・治山においてチェックダムなどの構造物の建設が業務に含まれている。これら構造物は、受注者が直接建設する場合と、中規模・大規模の砂防ダムをコントラクターに再委託して建設する場合が含まれる。対象となる構造物の種類については、配布資料参照のこと。いずれの場合も、ODA建設工事安全管理ガイドスを適用し、工事における労働災害及び公衆災害の防止を図ること。特に、後者の再委託により構造物を建設する場合には、同ガイドスに従い、再委託契約に同ガイドスを準用するよう適切に盛り込むと共に、適切な工事の監督を

行うこと。完工後の瑕疵検査についても、完工1年後において、受注者が適切に行い、機構へ報告すること。

なお、後述するように、現地再委託に係る経費は別見積とする。

(5) 機材調達に係る業務

本フェーズにおいては調査用の資材・機材は第1フェーズで供与した機材を用いることを想定しており、新たな機材の調達は想定していない。但し、新たに本業務を行う上で必要となる資機材がある場合は、本契約に含めて調達を行う。ただし、具体的な機材調達にあたっては、再度、ミャンマー側と十分にその必要性について協議の上で、仕様を決定し、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達および管理等を行うこと。また、業務上必要な機材が生じた場合は、受注者はC/PおよびJICAと協議の上、具体的な機材、仕様、数量等を決定し、必要に応じて契約変更のうえ、上記ガイドラインに基づき、機材を調達する。機材調達にあたってはプロジェクト終了後も先方機関で維持管理が可能なものであるかを十分確認すること。

尚、本邦にて資機材を調達しミャンマーに輸送する場合、ミャンマー政府からの輸入許可書の取得に、4～5か月程度の期間を要する。このことを勘案し、機材の投入と活動計画を立案すること。

(6) 関連するプロジェクトとの情報共有・連携の検討

現在JICAでは、インレー湖東岸においてコミュニティ・フォレスト支援による森林保全を通じたインレー湖の防災・減災並びに地域住民の生計向上を図る寄付金事業の実施を計画している。この事業は、場所は異なるものの、活動内容は成果2の活動と共通するものである。このため、この寄付金事業と本事業との間での情報交換・知見を共有することで、事業の相乗効果を発揮することが期待される。また、シャン州インレー湖流域では農業・農村開発分野のJICA事業が実施されている。

受注者は、かかる状況を踏まえ、これら事業に関連して必要な情報提供等の依頼がJICAよりあれば業務で得られた情報の共有に協力すること。

【インレー湖流域管理に関するステークホルダーについて】

(7) 天然資源環境保全省、農業畜産灌漑省、シャン州政府等との協力

主要なC/Pは天然資源環境保全省森林局であるが、①治水・河川対策については農業畜産灌漑省灌漑局、②国有林以外の土地における調査および対策は同省農業局および内務省総務局等、また、③環境保全活動についてはホテル・観光省およびシャン州地方政府（インレー湖域委員会）など、他省庁や地方政府により所管する活動が異なる。また、森林局においても、流域管理部門、研修・研究開発部門、自然・野生生物保護部門、森林研究所などが主管する活動項目が含まれる。具体的な活動計画、実施体制、投入については、業務開始前に現行POを現地状況に照らし修正を検討し、その上で、インセプションレポートを策定し、業務開始時のキックオフ会議において改めて関係機関の責任範囲や役割分担等を関係者間で協議・合意する。

尚、関係機関との協議体制については、Sub Project Management Unit (Sub-PMU) が本業務の前段で行われた第1フェーズで設立されているため、そのSub-PMUの体制を引き継ぎ、協議を進めていくこと。尚、Sub-PMUの体制については、貸与資料を参照のこと。

(8) インレー湖統合的管理

インレー湖は、2015年にユネスコのBiosphere reserveとして指定され、また2018年9月には、ラムサール条約の登録湿地となった。これら登録に関連した保全計画等の情報にも留意し、業務を行うこと。

(9) インレー湖流域委員会

インレー湖管理に関しては、シャン州知事を議長とするインレー湖流域委員会が設立されている。本プロジェクトの直接的なC/Pは中央省庁およびその地方事務所であるが、UNDPのプロジェクト(2018～2020年、予算規模141万USD)が同委員会を主要C/Pとして実施体制の強化を支援するため、本プロジェクトでも同委員会関係者の能力の強化を連携して支援することを、JICAよりシャン州地方政府に説明している。また、UNDPと連携を強化する点についてはUNDPも合意しているこ

とに留意しつつ、業務計画を策定し実施すること。

(10) 他ドナーとの情報共有

インレー湖環境保全においては、ノルウェー政府およびUNDPが最も広範かつ包括的な支援を行ってきた実績を有する。こうした状況を踏まえ、本件受注者は、長期専門家とともにUNDPヤンゴンオフィスおよび現場オフィス関係者とも密に情報を共有することが求められる。

このようにインレー湖流域においては、UNDPを始めとする多くのドナーが支援を行っていることから、これらの活動との重複を避けるとともに、補完的に相乗効果が期待できるよう調整を図るため、情報を交換し、長期専門家およびJICAに報告すること。

(11) 少数民族・ジェンダー等への配慮

インレー湖とその周辺流域の自然資源への依存度合いは、男女間や年齢、障がいの有無などで相違があることから、プロジェクト活動を実施する際にはジェンダーや社会的弱者に対し、十分な配慮を行うこととする。そのため、ミャンマー側関係機関とジェンダーおよび社会的弱者に配慮した取り組みについて協議を行うとともに、プロジェクト本格活動に向けて配慮すべき事項を確認すること。

【インレー湖流域管理における活動上の留意事項】

(12) 「統合的流域管理」のコンセプトについて

統合的流域管理を実施するには、周辺流域の土地利用、土壌浸食対策および、湖内の水質管理など多様な課題に対応を行うため、制度・体制の確立、住民・企業等の参加、政策形成、技術の導入、関係者間での情報共有、流域管理に向けた持続的資金の手当てが必要である。事実、インレー湖の水環境の保全は先方政府の優先課題として示されているため、JICAの支援に対する期待も大きい。

しかしながら、インレー湖が直面する問題は多岐にわたり、短期的な対策とともに、中長期的な対策が不可欠である。また、それら統合的流域管理全般に関する全ての対策を、一つのプロジェクトで対応することができない。これらを踏まえ、以下R/Dの主要討議事項として明示している。以下を踏まえて、本業務ではインレー湖集水域の土壌浸食抑制に係る土地利用や治山対策の分野を支援することで、統合的流域管理を進めるものとする。

(R/D主要討議事項)

- ① プロジェクトでは、まず、これまで科学的に解明されていない湖および流域のアセスメント(例:土砂流出原因の分析、土地利用ベースライン調査)を実施した上で、土砂流出対策、森林保全対策・造成等の対策を行うことが求められている。
- ② プロジェクトの投入および実施期間は限定的であり、インレー湖の環境保全に対する包括的な対策については、他ドナーや緬国政府の継続的な努力が必要不可欠である。
- ③ 実施に当たっては関係省庁の協力が不可欠である。

(13) アセスメントおよびベースライン調査を踏まえた活動対象サイトの明確化と持続可能性の確保に向けた戦略的取組

本業務の前段として2019年3月～2020年3月に実施した第1フェーズ(準備期間)では、インレー湖流域の土壌浸食対策への支援内容を計画するにあたり必要な情報を収集し、具体的な支援活動開始に向けて準備を行った。これにより第1フェーズでは、インレー湖流域全体での必要な対策と対策の急がれる優先対象地を提示した(貸与資料参照)。

しかしながら、本業務の期間および予算では、インレー湖流域全体はもちろん、優先対象地の全てに対して対応することは出来ない。このため、本業務では、第1フェーズで得られた情報や活動結果を参照し、本業務の期間中に実施できる活動を通じて効果的に成果達成を図ることを目的に、地域の選定や対策を実施し技術移転を行う必要がある。

このように、本業務では、第1フェーズで示された全体計画に対し、本業務期間で実現できることを選択した上で、流域全体の土壌浸食対策の推進につながるような活動を行う必要があり、そのた

めの戦略を設定することが求められる。本業務の提案に際しては、この戦略について検討し、効率的・効果的な技術移転や成果の発信に向けた提案を行うこと。その上で、業務実施においては、その戦略に基づき、対象地の選定や技術移転の内容、予算の確保方法等に関する戦略をC/PおよびJICA専門家と協議し、活動を進めることが求められる。

(14) インレー湖保全に関する各種要請

インレー湖の水質を含む保全対策に関する先方政府の要請として、ホテル・観光省およびシャン州地方政府から環境管理分野における対策(廃棄物処理、排水対策、船外機付きボートの騒音・油汚染対策等)および農業畜産灌漑省から農薬・化学肥料使用量削減並びにこれに代替する有機農業の導入促進等の支援要請があげられている。

また、灌漑局からは、無償資金協力による浚渫船の要望が挙げられている。

本案件の限られた予算で対応すべき項目については優先順位を付ける必要があり、また、他ドナーの支援事業との重複を避ける必要がある。このため、本案件では、インレー湖集水域の土壤浸食抑制に係る土地利用や治山対策の実施支援を主眼とする方針であるため、水質保全は対象とはしない。また浚渫船の要望については、JICA及び長期専門家とも協議した上で対応する等、留意すること。

6. 業務の内容

本業務はフェーズ2として、第1フェーズで得られた情報を基盤として、インレー湖流域土砂流出量等の科学的なモニタリングを継続的に実施する。また、インレー湖へ流入する主要4河川(Namlet川、Negya川、Kalaw川、Upper Balu川)の中で、堆砂削減の必要性が高く大規模ガリーが集中していて土壤浸食対策の展示効果が高いと期待されるKalaw川流域を中心に、土壤浸食対策やコミュニティ・フォレストリーを通じた森林保全活動及び生計向上支援活動を実施する。これら活動を通じてC/Pに対して統合的流域管理に必要な技術の移転を行うものである。加えて、これら活動で得られた科学的モニタリング結果や、具体的な治山・土壤浸食対策の技術実証の結果をインレー湖保全に関するステークホルダーと共有することで、インレー湖流域における土壤浸食・治山に関する流域管理の技術/制度/財政的体制について提言を行い、成果2の達成を図るものである。具体的な業務内容は次の通り。

(1) 業務全体に関する事項

1) 業務計画書およびWork Planの作成・協議

署名済R/DおよびM/M、過去のJCCに関するモニタリングシートや議事録を踏まえ、受注者が担当する部分にかかる事業実施方針を明確にするとともに、関連資料・情報を収集し、それらの分析を行う。その結果に基づき業務計画書(案)、work plan(案)(業務計画書を翻訳したもの)を作成し、JICA地球環境部に説明する。その後、JICAからのコメント・指摘を踏まえて業務計画書、work planの最終化を図り、提出する。また、現地派遣後、JICAミャンマー事務所に対して業務計画書を説明するとともに、長期専門家と連携の上、現地にてキックオフ会議を実施する。キックオフ会議においては、次の2)を踏まえて参加者を特定し、work planをミャンマー側関係者に説明し、了承を得ること。なお、ミャンマー側からwork planの修正を求められた場合は、JICAと協議の上で修正した上で、ミャンマー側の了承を得ること。

2) 合同調整委員会(JCC)、プロジェクトマネジメントユニット(PMU)およびサブPMUに関する支援

JCCは、半年に1回(少なくとも1年に1回)開催し、各期の活動結果の報告を行うとともに、翌期の活動方針・計画(案)についても併せて説明し、関係者の了承を得る。また、PDMの指標を決定・変更する際にも開催する。JCCの運営管理は、日本側では主に長期専門家が担うが、必要書類の準備、参加等、受注者も協力すること。同様にPMUの会合がある場合は、受注者も必要な支援を行うこと。

JCCとPMUのメンバーについては、R/Dおよび過去のJCC議事録に基づき、その時々ミャンマー側の意向や状況を踏まえて主に長期専門家が構成やメンバーをミャンマー側と調整し、合意する

ものである。この中で、特に成果2に関連するメンバーについて、追加や変更が必要な場合に受注者は原案を長期専門家に提案すること。

さらに、第1フェーズの第2回JCCにおいて、PMUの傘下に、成果2のサブPMUを設置した(貸与資料参照)。受注者は、このサブPMUの会議開催を担う。サブPMUのメンバーについて、今後変更が必要な際には、長期専門家と調整しつつ、主に受注者がその構成やメンバーをミャンマー側と協議し、メンバーを確認することとする。

(2) インレー湖への土砂流入・堆積のモニタリングの実施および実施体制の構築(PO 活動 2.3.2~2.3.4関連)

インレー湖への土砂流入・堆積の現況について科学的に把握するため、第1フェーズにおいて流域の地形分析・土地利用等被覆状況の把握を行うと共に、河川モニタリングおよび土砂流入モニタリングを行った。河川モニタリングや土砂流入モニタリングについては、本業務期間中も継続し、河川を通じた土砂流入の状況、湖内での沈殿の動態について確認する。なお、これらモニタリングはC/Pと共同で実施し、モニタリングの意義や技術をC/Pに移転すると共にC/Pが継続的にモニタリングできるような体制を構築すること。

想定される活動内容は次のとおり。その他、モニタリングの実施や体制構築について新たな提案がある場合はプロポーザルに記載すること。

1) 主要4河川の河川流量のモニタリング

第1フェーズでは、インレー湖に流入する主要4河川(Namlet川、Negya川、Kalaw川、Upper Balu川)の河川流量を計測するため、これら4河川に自動水位計を設置した。本業務においても、これら自動水位計のデータを収集・解析し、河川流量を推定する。これにより河川流量の変化を把握し、降雨量と合わせて要因解析を行う。また、河川流量のデータを元に、各河川からの土砂流入量の推定を行う。

2) Kalaw川における浮遊土砂のモニタリング

第1フェーズにおいてKalaw川において、より詳細な土砂流入の状況を把握するために、自動採水サンプラーを設置した。この自動採水サンプラーによる試料の収集と総懸濁固体量(Total Suspended Solids, TSS)の分析を行い、Kalaw川における浮遊土砂の流出状況について解析する。

3) インレー湖における流入土砂・シルトの沈殿状況の把握

湖内でのシルトや土砂の沈殿の経年変化などの沈殿状況を固定コアサンプルの分析により把握する。

4) モニタリング体制の構築

モニタリングに必要な技術移転をC/Pに行うと共に、モニタリングの技術マニュアルを作成し、実施体制並びに必要な経費を提示する。その上で、C/Pに対して、技術移転を行い、予算確保も含めたモニタリング体制の構築を提案する。

(3) 土壌浸食対策のモデルケースの構築(PO 2.4.1~2.4.4関連)

第1フェーズでの調査結果(貸与資料参照)から、堆砂削減の必要性が高く大規模ガリーが集中して土壌浸食対策の展示効果が高いと期待されるKalaw川流域を土壌浸食対策の優先対象地域として選定した。

このため、本業務ではKalaw川流域を中心に、土壌浸食対策の実証試験を行い、対策成果を示すモデルケースを構築すること。併せて、C/Pへの技術移転を行うと共に、技術マニュアルの作成や実施体制の構築などの提言を整理すること。

本土壌浸食対策の実施およびモデルケース構築について提案する際には、次の点に留意してプロポーザルを作成すること。

1) 第1フェーズにおいて土壌浸食のタイプ(ガリータイプ)が6パターン確認された。それぞれのパターンでの課題や優先度等が異なるため、その実行可能性や影響と、本業務の業務期間と投入規

模を勘案し、Kalaw川流域や他主要河川流域にて、効果的に土壌浸食対策を展開できるように、本業務での土壌侵食対策の想定する規模タイプとそれぞれの個所数を設定すること。なお設定に際しては、投入規模と実施可能性を十分に勘案すること。

2) 土壌浸食対策によるモデルケースの提示において、本省のC/P、対策地の州、郡、タウンシップのC/P、それぞれの役割・必要な能力を勘案し、各対象に対して必要な研修やOJTを通じて技術を移転すること。タウンシップのC/Pについては、Kalaw川以外の主要河川の流域の関係者を対象とした、座学や視察を通じて技術の普及を提案すること。

(4) 治山につながる森林保全(コミュニティ・フォレストリー)のモデル構築(PO 2.5.1~2.6.5関連)

本業務においても、上記(3)同様、Kalaw川流域を中心とした地域における治山につながるように、森林保全(コミュニティ・フォレストリー(以下CFという))の実証的な取組を行い、森林局を中心に関係者が、当該地域で効果的なCFの実施モデルを経験/確認できるようにする。なお実施モデルは計6村で実証することを前提に提案すること。

尚、このCFモデル形成を通じてC/Pに技術移転を行う。

また、CFのガイドラインへの提言を整理し、その提言をタウンジー郡のCFワーキンググループのアクションプランにフィードバックすること。それにより、本活動を通じて移転した技術の持続性・自立発展性を確保することを目的として、アクションプランの承認・予算付けが得られるよう、関連機関に働きかけること。

本活動については、次の点に留意してプロポーザルでの提案を行うこと。

1) CFの実施と合わせて、アグロフォレストリー等住民の生計向上につながる活動を含めて森林保全の取組を推奨すること。また、CF対象村落が第1フェーズで、社会経済調査を実施した村落でない村落が対象となった場合は、簡易的な社会調査を行い、基本的な森林管理の現状や意向、生計手段等を確認し、CFモデルの導入・実施計画を作成すること。

2) CFの活動が治山や流域の土地利用改善・土壌浸食対策につながる様な戦略を設定すること。

3) C/Pへの合意形成・技術移転を行う際には、本省、州、郡、タウンシップの各C/Pそれぞれの役割・必要な能力を考慮し、各対象に対して必要な研修・OJTを行うこと。特に、タウンシップレベルのC/Pについては、座学やモデルCFの視察を通じて、OJTに参加しない職員へも知見を共有し、CFの実施促進につながるような普及方法を提案すること。

4) 本活動に係る成果のPDM上の指標は、次の2点ある。

(指標2.3) プロジェクトサイトにおけるCFの数が2016年比で20%増加する。

(指標2.4) 郡レベルCFワーキンググループの活動計画が承認され予算が措置される。

この内、(指標2.3)については、本業務で実際に活動するKalaw川流域に対してプロジェクトサイト(タウンジー郡)は広大であり、プロジェクト活動の結果達成される成果の指標としては飛躍が見られるため今後改定について関係者で協議を行う予定。改定の方向性としては、「CFのモデルが構築されCFの取り組み方法について関係者で認識が共有されるなど」を想定している。

(指標2.4)については、現実的かつ効果的な対策を行うための適切な指標を検討し、それに基づき、プロジェクト活動を整理・提案すること。

(5) 関係機関の間の協働のための組織的・財務的調整の支援(PO 2.1.2~2.1.4関連)

インレー湖流域管理については、ミャンマー政府組織、インレー湖流域委員会、その他ドナーなどの関連ステークホルダーが多数存在する。このため、第1フェーズでは成果2のサブPMUを中心に、その他の関係者を含めた協議の必要な相手方を特定し、会議を開催する上での必要な連絡先を確認した。

本業務では、これらメンバーとの上述の(2)~(4)の活動結果を共有することで、流域管理における上・中流域での土壌浸食対策や治山活動の必要性と、それら活動を進める上での連携体制の

必要性について共通認識を醸成する。

また、インレー湖に流入する主要4河川の流域生態系において、インレー湖周辺地域住民が上中流域から享受する生態系・環境サービスの経済評価を行う。これにより、上中流域での森林保全や土壌浸食対策の価値を可視化し、上中流域での対策がインレー湖の保全上重要であるという共通認識を関係者間に醸成する。

加えて、Kalaw川での(2)～(4)の活動を元に、主要4河川全流域で流域管理の対策を行った場合に必要となる経費を算定し、必要な予算確保の方法を提案する。幅広く関係者の予算措置方法を検討し、森林保全と予算確保の重要性の意識を醸成する。

(6) モニタリング結果や構築したモデル普及の政策・計画へのフィードバック(PO 2.7.1～2.7.3 関連)

上記(2)～(5)の活動を踏まえて見出された知見をとりまとめ、関連政策やインレー湖保全計画等にフィードバックを行う。その際には、Sub-PMUを通じて関係部局との会議を開催して、関係者とともに提言事項を確認し、その後に提言内容を取りまとめて文書で提言を提出すること。

(7) インレー湖畔の住民を含んだ幅広い関係者への広報・セミナーの実施(PO 2.8関連)

本業務の活動成果を発信し、上流・中流域の保全の重要性を一般的な共通理解を醸成するため、次の要領で広報を行う。

1) 現地セミナーの実施

上記活動(2)～(6)の結果を元に、普及啓発用のセミナーを開催すること。セミナーを業務期間中に2回実施すること。セミナーについては、よりイベント的な要素を盛り込むことも可能であり、より関係者に訴求効果のある内容を提案すること。

2) 現地広報の実施

JCC、並びに現地ワークショップなどを契機として、ミャンマー国内での広報を実施すること。「JICA自然環境保全分野広報ガイドライン(公開資料)」に沿って広報を行うこととし、現時点で想定する内容をプロポーザルにて提案すること。SNSの利用、パンフレットや広報グッズの作成なども含めて検討し、費用については別見積への計上とする。

(8) C/P本邦研修の実施

受注者は、事前に長期専門家およびJICAとの協議を行い、本プロジェクトの目的および期待する成果を踏まえた本邦研修の意義を十分理解した上で、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2017年6月版)」に基づき、本邦研修を実施する。なお、宿泊や国内での移動手配などの研修員の「受入業務」および「研修監理」はJICA国内機関が担当する。

研修員の人数および実施時期・期間は、次のとおり想定している。

- ・2020年の12月上旬に、1回、一般レベルを5名程度、2週間程度
- ・2022年の後半に1回、準高級レベル3名程度、1週間程度
(2021年度は、JICAが直営で研修を実施する)

研修項目としては、流域管理・土壌浸食対策等を想定しているが、本業務の内容を勘案し効果的な研修を提案すること。尚、現在、インレー湖と長野県諏訪湖との連携の議論もあるので、研修訪問先として考慮すること。

(9) モニタリング支援・JCC実施支援

本業務においてはJICAが定める最新版の「技術協力等モニタリング執務要領」(貸与資料)に基づきプロジェクトのモニタリングを行う。受注者は、JICA所定の3つのモニタリングシートにて、C/Pとともに事業モニタリングを行う。

モニタリング事項は、活動報告のみならず、成果発現状況(上位目標への達成見込みを含む)、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗・成果に正または負の影響を及ぼす外部要素を含み、これら業務をC/Pと共同で確認・記録すること。外部条件を含めた、リスクのモニタリングにも留意すること。

なお、一つの技術協力プロジェクトにて一つのモニタリングシートを作成するため、受注者は、作成したシートを長期専門家に提出し、長期専門家がプロジェクト全体のモニタリングシートを取りまとめ、JICAに提出する。

モニタリングシートは、「7. 報告書等」に記載されるとおり、6か月毎にC/P機関と協働で作成するが、JCCにおいてC/P機関と協議するタイミングもあるため、受注者の提出期限とJCC提出時期がずれる可能性があり、その場合は、適宜必要に応じて内容を修正すること。

(10) 業務進捗報告書の作成

業務進捗報告書を取りまとめてJICAミャンマー事務所、並びに地球環境部に提出・報告し、JICA地球環境部から内容の承認を得ること。

(11) 業務完了報告書の作成・提出

本業務の終了時点で、受注者の実施した業務内容をまとめた業務完了報告書を作成し、JICAに提出すること。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における部分払いの対象成果物は④業務進捗報告書とし、最終成果物は⑤業務完了報告書とする。

報告書等の名称	部数・言語等	提出時期
① 業務計画書	和文3部、電子データ	・契約締結後10日以内
② Work Plan	英文6部、電子データ	・初回現地業務開始前にドラフトを電子データで提出 ・最終版：現地派遣1か月以内
③ モニタリングシート	英文の電子データのみ	・Ver. 1：現地派遣後(1か月以内)以降、6か月ごとに提出 ・最終のモニタリングシートは、Completion Reportとして案件終了3か月前に提出し、JICAの確認を経て、JCCにおいて最終化する
④ 業務進捗報告書	和文2部、英文10部、電子データ	・第1回：2021年9月 ・第2回：2022年9月
⑤ 業務完了報告書	和文3部 英文6部 CD-R(和文・英文)3部	・2023年6月中旬
⑥ 広報関連資料	「JICA自然環境保全分野 広報ガイドライン」を参照	

④業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目(案)は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAと受注者で協議、確認する。

① 業務計画書

共通仕様書第6条に従って作成。

② Work Plan

項目は上記1)業務計画書に同じ。

③ モニタリングシート

「技術協力等モニタリング執務要領」に従って作成する。特記すべき事項があれば別紙を添付。また当該モニタリング期間に作成した「(2)技術協力成果品」の成果品があればそれらも添付。

④ 業務進捗報告書

様式自由。

⑤ 業務完了報告書

「技術協力等モニタリング執務要領」に従って作成する。特記すべき事項があれば別紙を添付。また直近のモニタリングシートもしくは業務進捗報告書提出以降に作成された「(2)技術協力報告書」の報告書があればそれらも添付。

⑥ 広報関連資料

「JICA自然環境保全分野広報ガイドライン(公開資料)」に沿って作成する。

(2) 技術協力報告書

以下の報告書を業務完了報告書に添付し、電子データとともに提出する。下記報告書については、英文で作成し、和文の要約を添付する。

- ① インレー湖流域管理支援に向けたモニタリング結果報告書(土砂流入・堆積の現状およびモデル実施による土砂滞留の実績)
- ② 河川モニタリング方法提案書(モニタリングの手順等含む)
- ③ 土壌流出対策(治山工事など)の今後の実施方針(案)
- ④ コミュニティ・フォレスト活動推進のための方策(案)

(3) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して翌月の下旬にJICA(地球環境部およびミャンマー事務所)に提出する。冒頭には活動進捗状況が一読してわかるよう要約をつけるとともに、各月の調査進捗状況が一読してわかるように努めること。

また、別途定める「自然環境保全分野における広報ガイドライン」に沿った内容とするよう留意すること。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題(A4、数ページ程度)
- ② 活動に関する写真(A4、1ページ程度)
- ③ 業務フローチャート(A3、1ページ程度)

(4) 報告書作成の仕様

報告書の仕様(印刷・製本および電子化の仕様)は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照し、業務完了報告書以外は簡易製本(ホッチキス止めでも可)とする。

(5) 報告書作成にあたっての留意点

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。また、英文等の外国語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、専門用語も含めて適切かつ読みやすいものとする。報告書本文中で使用するデータおよび情報については、その出典を明記する。また、報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- 2) 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日および略語表を目次の次の頁に記載する。
- 3) 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠(資料編の項

目)との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

以上

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

本業務(フェーズ2)は2020年5月下旬に開始し、2023年7月末を終了の目途とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

調査人月:全体67.6MM

現地業務:約64.1MM 国内作業:約3.5MM

業務従事者の構成案

業務従事者の構成分野は以下を想定している。上記「第3 5. 実施方針および留意事項」の(2)、(4)、(5)、(7)、(8)に記載の通り、受注者はC/Pおよび適宜関係機関と緊密なコミュニケーションをとりつつ、連携・調整しながら活動を進めることが重要である。よって、業務実施に際しては日本人コンサルタントおよび関係者が可能な限り常時滞在するような要員計画および独自提案を行うこと。なお、業務内容および業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これを超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由および人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ・業務主任者/統合流域管理(2号)
- ・土壌浸食対策・治山(3号)
- ・コミュニティ・フォレスト
- ・土地・地形測量
- ・本邦研修
- ・河川モニタリング
- ・生計向上/業務調整
- ・環境経済評価

3. 対象国の便宜供与

プロジェクトオフィスとして森林局タウンジー郡事務所内の1室およびフィールドオフィスとして森林局流域管理部所管のニャウンシュエに所在する施設の一部を先方が提供することで合意している。しかしながら、現時点では利用できる状況にはなく、利用するためには室内の改装が必要な状況である。改装の実施の目途は未だついておらず、費用負担等について現在ミャンマー側と調整中である。その他については、R/Dを参照のこと。

4. 参考資料等

(1) 公開資料(JICA Webサイトより入手可)

- ・事業事前評価表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2017_1701315_1_s.pdf

- ・ODA建設工事安全管理ガイダンス

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/ku57pq00001nz4eu-att/guidance_ja.pdf

2) 貸与資料

下記資料はJICA地球環境部自然環境第一チーム(Tel: 03-5226-9545)にて貸与します。

- ・詳細計画策定調査結果
- ・要請書
- ・先方政府との合意文書(M/M、R/D)
- ・技術協力等モニタリング執務要領
- ・Project Monitoring Sheet
- ・第1フェーズ業務進捗報告書(1)、(2)

- ・2019年度研修の情報(訪問先、期間、参加者に関する情報)
- ・JICA自然環境保全分野広報ガイドライン

5. 経費の見積について

(1) 現地再委託

本業務においては、業務の効率性、経済性等の観点から可能な限り現地再委託を活用することとする。現地再委託が必要と判断される場合には、想定される再委託事業について、必要と判断する理由とともにプロポーザルの中で提案すること。現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲で具体的な提案を行うこと。

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン(2017年4月版)」に則り選定および契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこととする。

なお、現地再委託に係る経費は別見積とする。

(2) 機材調達

本業務においては、「第3 業務の目的・内容に関する事項5. (12)」に記載の通り、基本的には新たな機材調達は想定していない。他方、業務を遂行する上で機材調達が必要な場合は機材の必要性について提案し、プロポーザルに記載の上、別見積にその金額を計上すること。

(3) 通訳の備上

必要に応じ現地でミャンマー語通訳の備上を認める(本見積に含めること)。

(4) 本邦研修

本邦研修に係る経費については1回あたり2,250千円、2020年、2022年の2回分の定額見積とすること。

(5) 土壌侵食対策

上記第3 6. (3)で記載した土壌侵食対策のモデルケースの構築にかかる建設費用(資材費、車両費、人件費(再委託業務含む))は、総額2400万円を上限として提案し、別見積に計上すること。

(6) 治山につながる森林保全(コミュニティ・フォレストリー)のモデル構築

上記第3 6. (4)で記載した本項目は、対象6村での活動を念頭に直接経費として別見積に計上すること。なお、上記6. (4)の1)の部分については、アグロフォレストリー/生計向上に関わる経費、コンサルタント経費(人件費、間接費)、資材費、車両費、特殊備人費をその別見積に含めること。

(7) ワークショップ

上記第3 6. (6)に記載した会議の開催費については、単価と開催回数を設定し、別見積に計上すること。

(8) 現地セミナー

上記第3 6. (7)に記載された現地セミナーにかかる経費については、1回あたり750千円、計2回分の定額見積とすること。

(9) 現地広報

現地広報にかかる経費については、別見積に計上すること。

(10) プロジェクトオフィスのレンタル費用

第4 3. に記載のとおり、現時点ではミャンマー政府からのプロジェクトオフィスの供与は無い状

況にある。このため、本業務開始当初は、ホテルを借りてプロジェクト事務所を設置する必要がある。本業務の見積としては、契約期間中全てをホテルにプロジェクト事務所を設置する想定で積算し、別見積に計上すること。

6. 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、現地JICA拠点や日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同拠点と常時連絡が取れると体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

7. 不正腐敗の防止

「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

8. 複数年度契約

本業務においては、当年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

9. 部分払い

本業務においては、契約期間が38ヶ月の長期に及ぶため、業務進捗報告書(第1回及び第2回)を中間成果品として、部分払いを認めることとする。

10. 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、費用の一部について消費税を不課税とすることを想定する。

以上